

平成17年6月28日

第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について(概要)

1. 問題の所在

- 第三分野商品は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた保険契約者の行動の影響を受けやすいという特徴を有している。また、わが国では終身保障タイプのものが多く、保険引受期間が長期にわたるという特徴もある。
- このようなリスクに対しては、各保険会社において、標準責任準備金による積立と発生率の事後的な検証により対応しているが、標準責任準備金の計算基礎の1つである発生率やその検証方法、検証後の対応については、各社の判断に委ねられているのが現状である。一方、危険準備金については、リスク係数が一律・機械的に定められているため、各商品のリスクが危険準備金に適切に反映されていないという問題もある。これらの点に関しては、その適切性やそのあるべき姿はこれまで具体的に議論されていない。
- このため、当初の想定と異なる事態に対する適切なリスク管理の方法や責任準備金等の積立ルールを議論し定めることが必要と考えられる。

2. 内部リスク管理態勢整備の重要性

- 第三分野商品のリスク管理は、商品種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして行うとともに、これらの不確実性について注意深い観察・分析が必要である。また、その結果を経営陣の適切な経営政策の意思決定に反映させるために、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備が必要である。
- 併せて、必要に応じ社外アクチュアリーを活用することも含め、会計監査人による外部監査の一層の強化を図ることが必要である。

3. 商品設計時の対応

- 第三分野商品のリスクには、過去のトレンドから予測可能なものと外的要因により予測できないものが存在する。商品設計時においては、契約内容に応じた保険料積立金や危険準備金の積立水準又はその契約内容の一部を変更するルールを定めること等により、これらのリスクに備えることが必要である。

- 保険料積立金については、第一分野の標準責任準備金制度と同様に、入院率等の発生率を標準化して積立を行うという考え方がある。しかし、第三分野は保障内容やリスクの範囲が多岐にわたることから、標準化の適切性や可能性は今後さらに検討していくこととし、現段階においては、引き続き、現行の制度を前提に積立を行い、事後検証等により十分な積立水準を確保することが適当である。
- また、危険準備金については、例えば、過去のトレンドから予測可能なリスクには、予測時点におけるリスク発現の一定程度をカバーする方法、外的要因による予測できないリスクには一定のバッファ（現行生保の危険準備金と同程度のもの）を見込む方法も考えられる。

なお、これについては、収支残のうち一定の利益を超える部分については契約満了までの間、負債認識し、契約満了時に利益認識することで、予測し得ない程度の大きなリスクが発生した場合でも対応できるようにすべきという意見もあった。

- 基礎率変更権とは、保険事故が当初の想定を超えて発生し、かつ、その状況が今後も継続することが予想されることにより、当初想定していた保険料の計算基礎率では保険給付を賄うことが困難となった場合または困難となる蓋然性が非常に高い場合に、その基礎率を変更する権利のことをいう。この基礎率変更権については、その行使基準を商品開発時に明確化し、募集の時点で保険契約者に対し周知徹底を図ることが可能であれば、そのような基礎率変更の行使権が付与されたことで、財務の健全性に一定の役割を果たすものと考えられる。また、保険料率の可変性（リニューアブルタイプ）を備えた保険商品は、将来的には第三分野商品の財務の健全化に向けた一つの選択肢となり得るものと考えられるが、リニューアブルタイプであるがゆえに生ずるリスクの濃縮問題等への対応については、さらに検討が必要である。

(注)1. なお、現状においては、基礎率変更権を付した契約であっても、その行使基準が不明確であり、現実に行使をするのは困難であるとの見方が多い。

2. リスクの濃縮問題とは、保険料の引上げに伴って健康な人が解約し、リスクの高い者のみが保険契約を継続し続けるため、リスクが濃縮することをいう。

- 監督当局の商品審査においては、各商品がそれぞれに内在するリスクに応じ、保険契約者が不利益を被らない範囲で、将来の不確実性に対しリスク軽減を図るための手段を保険会社が備えているかという観点が必要である。具体的には、上述の各事項、とりわけ保険料率の可変性、保険料積立金の在り方、危険準備金の在り方、基礎率変更権についての考え方、の内容に十分留意して審査を行う必要がある。

4. 事後検証時の対応

- 第三分野商品のリスクに対し、商品設計時の対応に加え、商品販売後も事後的にモニタリングや保険料積立金や危険準備金の十分性の検証等を行っていくことにより、不測の事態に備えることが必要である。
- 保険会社は、将来の不確実性に備えるため、発生率の変動要因について定期的にモニタリングするとともに、その要因を分析・検証するシステム整備が必要である。
- 通常の予測の範囲内のリスクに対しては、将来の不確実性を織り込み、保険料積立金の十分性を事後検証することが必要である。その際、将来の不確実性は商品ごとに異なることから、各社が合理的に見込むことが望ましい。なお、その見込みの合理性については開示する必要がある。
- 一方、通常の予測を超えるリスクに対しては、例えば、一定の目標を置き、それまでの間の不確実性を発生率に反映させ、そこで生ずる未積立部分を事後的に追加で危険準備金に積み立てる方法が考えられる。
- 基礎率変更権を行使するにあたっては、あらかじめ保険契約者に説明を行っておいた基礎率変更条項や保険料の変更の可能性への該当の可否について定期的に開示することにより、行使基準の適正性を確保していく必要がある。
- 消費者利便の向上、消費者保護の充実という観点のみならず、市場規律をより機能させるために、保険会社は、保険商品の収支状況や基礎率変更条項、保険料積立金の十分性の検証状況等を開示していく必要がある。

5. 保険計理人の機能強化

- 第三分野は他の分野に比べ将来の不確実性がより大きく見込まれることから、例えば、責任準備金の算出方法等の適切性、負債十分性の確認や危険準備金の積立等の事後検証等について、当局への保険計理人の意見書の提出を義務付けることが適当と考えられる。

6. 今後の課題

- 第三分野は商品内容が多様であることから、各保険会社が保有するデータを統一的に収集・蓄積し、一定の加工作業を経て、その結果を各保険会社へフィードバックできる仕組みが必要である。また、データの十分性を担保するために、公的なデータによるクロスチェックも必要と考えられる。

- データ整備の主体については、中立的立場かつ保険期間の長期性に対応できる能力等の観点から、既存組織の活用や新たに第三者機関の設置等が考えられる。いずれにせよ、この点に関しては、今後関係者間で早急に検討が行われる必要がある。
- 発生率のスタンダード化については、現時点では、第三分野の多様性・不確実性の検証が十分に行われていないことから、適切かつ十分な事後検証の下で財務の健全性を確保していくべきという判断に至った。このため、当面はまずデータ整備に注力し、将来的課題として、スタンダード化の適否を検討していくべきと考えられる。

7. 当面の対応

- 長期的に不確実性を有する第三分野においては、この不確実性を的確に反映した積立ルールや事後検証等の整備が必要である。
- これについては、将来的には、標準発生率や参考純率のようなスタンダード化を視野に入れて検討を進めていく必要があるが、当面は、上述のようなデータ整備等の問題に鑑み、
 - ①適時・的確な事後検証等による保険料積立金の必要な積立額の確保、
 - ②ストレステストによる危険準備金の十分な積立水準の確認、
 - ③このような検証の実施状況等の開示、
 - ④当局における定期的なオフサイトモニタリングの実施、等の施策を厳格に行うことにより対応していくべきと考えられる。
- このような対応により、保険会社の財務の健全性が確保され、契約者保護を確実にすることができるものと考えられる。

(以 上)

第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について

< 第三分野商品の特徴 >

- 医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすい。
- わが国では終身保障タイプが主流。このため、保障期間は長期にわたる。

商品に長期的な不確実性が内在

< 現状と問題点 >

- 標準責任準備金の積立⇒使用する入院率等の発生率は各社の判断
- 危険準備金の積立 ⇒一律・機械的にリスクを計算
- 発生率の事後的な検証⇒検証方法や検証後の対応は各社の判断

この適切性やあるべき姿についての議論が十分でない。

適切なリスク管理の方法や責任準備金積立ルールを議論し、定めることが必要。

< 基本的考え方 >

- 将来的には、発生率のスタンダード化を視野に入れた検討が必要。
⇒ まず、第三分野に関するデータ整備を進めることが必要。
- したがって、当面は、

保険会社において、

- ① 適時・的確な事後検証等による保険料積立金の必要な積立額の確保
- ② ストレステストによる危険準備金の十分な積立水準の確認
- ③ ①及び②の実施状況等の開示

監督当局において、

- ④ 定期的なオフサイトモニタリングの実施

等の施策を厳格に行うことによって対応。(注)

保険会社の財務の健全性の確保 ⇒ より確実な契約者保護

(注) このほか、保険会社は、リスク管理態勢の充実や保険計理人の機能強化を着実に図っていくとともに、想定外の事態に対し、契約者が不利益とならない範囲で契約内容の見直しが可能な仕組みの導入についても検討が必要。